

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 207 「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その6）について」

日本公認会計士協会は、6月30日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項（その6）」を公表しました。

これは、四半期財務諸表を作成するにあたって年度とは異なる会計処理の取扱いが存在すること等から、四半期レビューにおける留意事項として、以下の4点について取りまとめられたものです。

1. 「固定資産の減損の兆候の識別（四半期における簡便な取扱い）」
2. 「繰延税金資産の回収可能性の判断（四半期における簡便な取扱い）」
3. 「当年度の四半期報告書における追加的な開示（見積り）」
4. 「四半期レビューにおける継続企業の前提」

では、会計処理上、1. 及び2. の四半期における簡便な取扱いについて、各四半期決算においてどのような点に留意する必要があるのでしょうか。

なお、3. については、前回に配信しましたワンポイント会計基準「四半期決算における会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方について」をご参照ください。

<四半期財務諸表作成基準における取扱い>

1. 「固定資産の減損の兆候の識別（四半期における簡便な取扱い）」

四半期会計期間における減損の兆候の把握にあたっては、「使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定」や、「経営環境の著しい悪化に該当する事象が発生したかどうか」について留意することとされています。

すなわち、前年度末等において所有する資産又は資産グループについて全体的に減損の兆候を把握している場合には、必ずしも四半期会計期間ごとに資産又は資産グループに関連する営業損益、営業キャッシュ・フローあるいはその市場価格を算定又は入手することを求めるのではなく、「使用範囲又は方法について当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化を生じさせるような意思決定」や、「経営環境の著しい悪化に該当

する事象が発生したかどうか」について留意することとされています（指針 14 項及び 92 項）。

2. 「繰延税金資産の回収可能性の判断（四半期における簡便な取扱い）」

繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「重要な企業結合や事業分離、業績の著しい好転又は悪化、その他経営環境の著しい変化」が生じておらず、かつ、「一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動」がないと認められる場合には、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用することができるかとされています（指針 16 項）。

また、「重要な企業結合や事業分離、業績の著しい好転又は悪化、その他経営環境に著しい変化」が生じ、又は、「一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動」があると認められる場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに、当該著しい変化又は大幅な変動による影響を加味したものを使用することができます（同 17 項）。

さらに、期首からの累計期間に係る税金費用について、税引前四半期純利益に年間見積実効税率を乗じて計算する方法による場合、前年度末に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債については、繰延税金資産の回収見込額を各四半期決算日時点で見直した上で四半期貸借対照表に計上することになりますが、当該見直しにあたっては、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、前述の簡便的な方法によることも認められます（同 18 項）。

なお、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合の取扱いは、中間指針 12 項から 16 項に準じて処理することとされていることに留意します（指針 19 項参照）。

ただし、四半期においても、原則として、年度決算と同様の方法により回収可能性の判断を行うこととされており、四半期特有の会計処理及び簡便的な取扱いは、「経営環境等に著しい変化」が生じておらず、かつ、「一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動」がないと認められる場合に限り、認められていることに留意が必要です（同 94 項）。

関連基準等

指針：企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」

中間指針：企業会計基準適用指針第 29 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」